

平成19年第4回定例会 壱岐市議会 会議録 (第1日)

議事日程 (第1号)

平成19年12月7日 午前10時00分開会、開議

日程第1	会議録署名議員の指名	14番 中田 恭一 15番 馬場 忠裕
日程第2	会期の決定	15日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 報告
日程第5	寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札に関する調査特別委員会調査報告	特別委員長 報告
日程第6	認定第2号 平成18年度壱岐市病院事業会計決算認定について	厚生委員長 報告・認定 本会議 認定
日程第7	議案第88号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について	総務部長兼郷ノ浦支所長 説明
日程第8	議案第89号 長崎縣市町村土地開発公社の解散について	総務部長兼郷ノ浦支所長 説明
日程第9	議案第90号 武生水C辺地(変更)に係る総合整備計画の策定について	総務部長兼郷ノ浦支所長 説明
日程第10	議案第91号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業経済部長 説明
日程第11	議案第92号 県立埋蔵文化財センター・(仮称)一支国博物館敷地造成工事請負契約の変更について	総務部長兼郷ノ浦支所長 説明
日程第12	議案第93号 壱岐市民病院事業会計資本剰余金(その他資本剰余金)の取り崩しについて	病院管理課長 説明
日程第13	議案第94号 平成19年度壱岐市一般会計補正予算(第3号)	財政課長 説明
日程第14	議案第95号 平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	保健環境部長 説明
日程第15	議案第96号 平成19年度壱岐市老人保健特別会計補正予算(第1号)	保健環境部長 説明
日程第16	議案第97号 平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	保健環境部長 説明
日程第17	議案第98号 平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	建設部長 説明
日程第18	議案第99号 平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	建設部長 説明

日程第19	議案第100号	平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)	市民部長 説明
日程第20	議案第101号	平成19年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	総務部長兼郷ノ浦支所長 説明
日程第21	議案第102号	平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第2号)	産業経済部長 説明
日程第22	議案第103号	平成19年度壱岐市病院事業会計補正予算(第1号)	病院管理課長 説明
日程第23	認定第3号	平成18年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	財政課長 説明
日程第24	認定第4号	平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第25	認定第5号	平成18年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第26	認定第6号	平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長 説明
日程第27	認定第7号	平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設部長 説明
日程第28	認定第8号	平成18年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設部長 説明
日程第29	認定第9号	平成18年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	市民部長 説明
日程第30	認定第10号	平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務部長兼郷ノ浦支所長 説明
日程第31	認定第11号	平成18年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業経済部長 説明
日程第32	認定第12号	平成18年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業経済部長 説明
		監査報告	代表監査委員 報告

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(26名)

1番 音嶋 正吾君	2番 町田 光浩君
3番 小金丸益明君	4番 深見 義輝君
5番 坂本 拓史君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君

11番 坂口健好志君	12番 中村出征雄君
13番 鵜瀬 和博君	14番 中田 恭一君
15番 馬場 忠裕君	16番 久間 進君
17番 大久保洪昭君	18番 久間 初子君
19番 倉元 強弘君	20番 瀬戸口和幸君
21番 市山 繁君	22番 近藤 団一君
23番 牧永 護君	24番 赤木 英機君
25番 小園 寛昭君	26番 深見 忠生君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君	事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 瀬口 卓也君	事務局書記 松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	長田 徹君	副市長 .....	澤木 満義君
収入役 .....	布川 昌敏君	教育長 .....	須藤 正人君
総務部長兼郷ノ浦支所長 .....			久田 賢一君
市民部長 .....	山本 善勝君	保健環境部長 .....	小山田省三君
産業経済部長 .....	西村 善明君	建設部長 .....	中原 康壽君
勝本支所長 .....	米本 実君	芦辺支所次長 .....	中尾 千寿君
石田支所長 .....	瀬戸口幸孝君	消防本部消防長 .....	山川 明君
教育次長 .....	久田 昭生君	病院管理課長 .....	山口 壽美君
総務課長 .....	堤 賢治君	財政課長 .....	牧山 清明君
代表監査委員 .....	永田 栄君		

午前10時00分開会

○議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は26名であり、定足数に達しております。ただいまから平成19年第

4回壱岐市議会定例会を開会します。

これから議事日程表第1号により本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（深見 忠生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、14番、中田恭一議員及び15番、馬場忠裕議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（深見 忠生君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期につきましては、去る11月28日に議会運営委員会が開催され、協議をされておりますので、議会運営委員長に対し協議結果の報告を求めます。牧永議会運営委員長。

〔議会運営委員長（牧永 護君） 登壇〕

○議会運営委員長（牧永 護君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成19年第4回壱岐市議会定例会の議事運営について、協議のため、去る11月28日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

会期日程案につきましては、各議員のお手元に配付しておりますが、本日から12月21日までの15日間と申し合わせをいたしました。

本定例会に提案されます議案等は、平成19年度補正予算10件、その他6件、決算認定10件となっております。また、陳情が3件提出されておりますが、お手元に配付のとおりであります。

本日は、会期の決定、議長の報告、市長の行政報告の後、本日送付された議案の上程、説明を行います。

12月8日から11日まで休会といたしましてありますが、一般質問並びに質疑についての通告をされる方は12月10日の正午までに提出をお願いします。

12月12日は議案に対する質疑を行い、質疑終了後、所管の委員会へ審査付託を行います。質疑をされる場合はできる限り事前通告をされるようお願いいたします。

なお、上程議案のうち平成19年度一般会計補正予算及び平成18年度一般会計歳入歳出決算認定につきましては、それぞれ特別委員会を設置して審査すべきということを確認いたしましたので、よろしく申し上げます。

12月13日と14日の2日間で一般質問を行います。一般質問については、質問の順序は従来どおりの受け付け順のくじにより、番号の若い順とし、質問時間については答弁を含め50分

の制限といたします。また、質問回数については制限をしないといたします。同一趣旨の質問につきましても、質問者間でぜひ調整をお願いいたしたいと思います。

また、通告書についても、市長の適切な答弁を求める意味からも、質問の趣旨を明確に記載されるよう、あえてお願いいたします。

12月17日と18日及び19日を委員会開催日としております。

12月21日、本会議を開催、各委員長の報告を受けた後、議案等の審議、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

なお、本定例会会期中に報告1件、工事請負契約変更議案1件が追加議案として提出される予定であります。

以上が第4回定例会の会期日程案でございます。本定例会の円滑な運営に議員各位の御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長（牧永 護君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月21日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月21日までの15日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（深見 忠生君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成19年第4回壱岐市議会定例会に提出され、受理した議案等は26件、陳情3件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。11月15日、東京都において、長崎県市長会及び長崎県市議会議長会共同による長崎県選出国會議員への要望運動が実施され、長田市長とともに参加いたしました。

要望事項は、重点事項として、「地方交付税の総額確保」と「地域医療における医師確保対策」、さらに「九州新幹線長崎ルート of 早期着工」について、また、当市からは、「燃料価格高騰に対する早急な対策」と「壱岐市立病院における医師確保対策及び地方財政措置」について要望を行ったところであります。

次に、11月19日から21日まで、長崎県市議会議長会の行政調査が大阪府高槻市並びに奈

良県大和郡山市において行われ、主として議会改革への取り組みを初め行財政改革への取り組み、市民と協働のまちづくりなどについて調査が行われました。

次に、11月29日、東京都において開催されました第26回離島振興市町村議会議長全国大会に出席、開会宣言の後、要望事項10項目の提案、審議、決定、これを受け決議がなされ、それぞれ実行運動を行うことが決定されました。

翌30日は、長崎県離島振興市町村議会議長会主催の地元選出国會議員に対する要望行動がなされ、出席をしたところであります。要望事項は全体で23項目、当市からは、「地域医療における医師確保対策」、「架橋を含む交通網の整備促進」、「農業、水産業における燃料油急騰対策」の3項目について要望をいたしました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては事務局に保管をしておりますので、必要な方は御高覧をお願いいたします。

次に、本定例会において、議案等の説明のため、長田市長を初め、教育委員会委員長、代表監査委員に説明員として出席を要請しておりますので御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

---

#### 日程第4. 行政報告

○議長（深見 忠生君） 日程第4、行政報告を行います。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 皆さん、おはようございます。行政報告の前に、報告が1点ございます。

本日は、山内病院管理部長及び山口芦辺支所長が、忌引のため出席できませんので、山口病院管理課長、中尾芦辺支所次長が代理出席をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

行政報告に移らせていただきます。

本日、ここに平成19年第4回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、去る11月3日には、平成19年秋の叙勲受賞者が発表をされ、本市から大皿川恵様、山口銀矢様、横山貞雄様が旭日双光章を、また、堤忠躬様が瑞宝双光章、今西正朝様が瑞宝単光章をそれぞれ受賞されました。

また、第55回統計グラフ全国コンクールにおきまして、三島小学校長島分校の児童が作成しましたポスターが全国最高位の文部科学大臣奨励賞を受賞いたしました。三島地区に住む子供たちが、地理的ハンディをもものともせず、全国応募総数2万5,951点という大変多くの作品の中から、全国最高位の賞を受賞するという事は、ほんとにすごいことであり、壱岐市民のみならず全国の子供たちに勇気と感動を与えたのではないかと考えております。

また、去る11月21日には、今年の県民表彰授賞式が発表され、本市から、消防防災の功勞で山口久美様、水産業の功勞で大久保昭享様、特別賞として、先ほども申し述べました長島分校の児童の皆さんが受賞をされました。それぞれに受賞をされた皆様に対しまして、今日まで築かれた功勞などに対し深甚なる敬意を表しますとともに、このたびの榮譽を心からお喜び申し上げます。

さらには、11月20日に開催されました地方自治法施行60周年祈念式典におきましては、地方自治発展向上に寄与したとして、本市が総務大臣から表彰を賜りました。今後の市政の振興に対して大変心強い後押しになるものであり、これを契機として一層努力しなければならないと考えております。

さて、平成26年の国民体育大会が長崎県を会場として開催されることを受け、壱岐市といたしましても、何らかの種目の競技会場を壱岐に誘致できないものかと努力しておりましたところ、このたび、ソフトボール成人女子の会場として選定をされました。国体の競技会場を誘致しますと、国体開催時の競技会場としてのみならず、開催前年のプレ大会や、数年前から地方大会、全国大会の会場として利用され、また、国体開催後も、国体開催の実績を持つ会場として壱岐を利用されることが予想されます。

市といたしましては、この大型イベント誘致を成功させるため、また壱岐を全国に売り込む絶好の機会として受け入れ準備態勢の強化を図るとともに、各種準備に取りかかる所存でございますので、市民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、前定例会以降、きょうまでの市政の重要事項につきまして、御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

**行財政改革について。** 壱岐市では、現在、財政の健全化に資することを目的として、壱岐市行財政改革第2次定員適正化計画を推進し、総人件費の抑制に努めているところでございますが、職員数削減に伴う行政サービスの低下を招かぬよう、より簡素な組織機構への改編が急務となっております。そのため、多くの退職者が発生する年度末にあわせ、現在、部の再編を含めた組織機構の見直しを初め、定員適正化計画に対応できる組織づくり、そして市民の観点から見てわかりやすい組織づくりを目指し、組織機構の改編に向けて鋭意検討を行っているところでございます。

素案ができましたら御報告申し上げますので、皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

**人事院勧告の取り扱いについて。** 本年度の国家公務員の給与に対する人事院勧告は、民間給与との較差0.35%を埋めるため、本年4月にさかのぼって俸給月額を引き上げ、子などに係る扶養手当の支給月額の500円引き上げ、期末勤勉手当の0.05月分の引き上げ勧告がなさ

れました。また、長崎県におきましても、県人事委員会より、国に準拠した勧告がなされております。

しかしながら、御承知のように、国におきましては、厳しい財政事情や現下の経済社会情勢を踏まえ、国民世論の動向を勘案し、内閣総理大臣、国務大臣、大臣政務官、その他指定職に相当する職以上については期末勤勉手当の引き上げ改定を見送りとし、完全実施をしておりません。

また、長崎県においては、管理職員の期末勤勉手当の引き上げ改定を次年度からの実施とし、その他一般職については勧告どおりの取り扱いにされております。

人事委員会を備えていない本市は、通常は国、県に準拠した職員給与の改定を行っているところでございますが、本年度は国、県の勧告不完全実施の状況及び本市の財政状況を勘案し、本市職員の理解を促し、人事院勧告の取り扱いにつきましても、独自の判断として、本年度の遡及実施をすべて見送り、次年度からの実施とすることにいたしましたので、御報告申し上げます。

**春一番イベント風のフェスタの今後の方針について。** このイベントは御承知のとおり、「春一番」の言葉の語源とその歴史的背景について、市民に浸透を図りながら、伝統行事である舟グロを保存継承し、さらには春一番発祥の地として全国へPRし、地域経済の活性化につなげることを目的とし、皆様方の多大なる御理解と御協力によりまして今年まで実施することができましたが、船や櫓の傷みもひどくなってきており、また協賛金の集約から当日の開催に至るまで準備期間は三、四カ月を要し、スタッフや事務局も大変苦慮している状況でございました。

以上の点を踏まえ、大会役員並びに実行委員会を開催し、今後の方針につきましても委員皆様方から率直な御意見を拝聴いたしましたところ、昨今の景気低迷の中で、このまま継続することは大変難しく、まことに残念ではございますが、平成18年度第二十回記念大会をもって中止するというところで方針を決定したところでございます。

春一番イベント風のフェスタにつきましても、所期の目的は達成できたものの、行政主導型のイベントから脱却することができませんでした。今後地元主導で実施される場合につきましても、市としましても積極的に支援していく所存でございますので、何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

**壱岐いきウェディングの実施について。** 独身男女の出会いの場を創出するための交流イベントとして平成10年から実施してまいりました「壱岐いきウェディング」も今回で10回を迎える節目の年となりました。過去に22組のカップルがゴールインしておりますが、ここ数年、福岡市で開催して、女性の参加者はふえているものの、成婚という結果に結びついておりませんでした。したがって、今年度は再度手法を見直し、自然を満喫しながら、地元の食材を利用した手づくりのイベントを企画し、ブライダル推進員の協力を得ながら、壱岐出合いの村を主会場に、8月下旬と9月下旬に島内1泊2日で2回のイベントを実施いたしました。



福岡を中心とした女性27名と島内の男性28名が参加し楽しく交流を深める中で、8組のカップルが誕生いたしました。市といたしましては、今後とも参加者の相談に応じながらできる限りのフォローを行いまして、1組でも多く成婚までこぎつけることができるよう、温かく見守っていきたいと思っております。

**原の辻遺跡関連整備事業について。** 長崎県と一体となって整備を進めております県立埋蔵文化財センター・市立一支国博物館——これはどちらも仮称でございますが——につきましては、敷地の造成工事がほぼ完成いたしました。一部契約変更を余儀なくされたので、本定例会に議案を提出いたしております。

去る11月12日には、県において埋蔵文化財センター・一支国博物館の建築工事の入札が行われましたが、入札不調となりました。したがって、現在、再度公告入札の準備を進められているところでございます。

また、10月23日には市民15名で構成する一支国博物館等整備推進協議会から、「しまごと博物館」、「しまごと大学」、「しまごと元気館」の具体策について取りまとめた提案書を提出していただきました。市といたしましては、提言内容を1つでも多く実現し、市民、事業者、団体等との協働の取り組みによる整備推進を実現するため、今後もより一層努力をいたす所存でございます。

なお、これら事業の周知と博物館の開館に向けた意識の醸成を図るため、市内4カ所で市民皆様を対象とした事業説明会を開催いたしました。今後も各種団体への説明会や市報などの広報媒体を活用し、市民皆様の事業への御理解及び事業の盛り上げに取り組んでまいり所存でございます。

**市税等納税推進員設置について。** 個人情報保護法の施行に伴いまして、納税組合長などへ未納者の情報開示ができなくなり、対応策を検討いたしておりましたが、国の通達をもとに県と協議を行いまして、壱岐市税等納税推進員設置要綱を制定いたしました。去る11月26日から29日までの4日間、各支所単位で説明会を開催し、委嘱状の交付を行いました。これにより、納税組織による収納率向上が図られるものと期待をいたしておりますが、今後も納税組織にばかり頼ることなく、職員一丸となって滞納処分等の徴収体制の強化を図り、収納率向上に努力してまいり所存でございます。

**医療制度改革における啓発について。** 高齢者に対する医療費を安定的に支えるための医療制度改革を受けて、来年度から、現在の老人保健制度にかわり後期高齢者医療保険制度が始まり、75歳以上の方全員が被保険者となります。

また、個人の負担能力に応じて公平に保険料を負担していただくことになり、保険料は基本的に年金からの天引きとなりますが、新たな制度の発足であり、厳しい経済情勢を勘案しますと、

まずは制度の内容や保険料負担が伴うことへの理解を得ることが第1と考えております。

同じく、来年度から医療保険者に義務化される40歳から74歳を対象とした特定検診、特定保健指導につきましては、市として本年9月に実施計画を策定いたしました。国は5年後の特定検診、特定保健指導などの実施状況により、保険者が負担する支援金に加算・減算を行う制度を設けており、壱岐市におきましては、現在25%の検診受診率を、5年間で65%まで上げることが求められております。

以上の新たな制度施行に向け、市民皆様の制度への御理解と御協力をいただくため、老人クラブ、婦人会、自治会を単位として、制度の概要説明に出向いております。

現在、約50カ所で説明会を行っており、地域でいただいた御意見を参考に、よりスムーズな制度移行を目指しているところでございます。今後も制度啓発に向けてより一層努力いたす所存でございますので、市民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

**芦辺町焼却灰保管施設の検査結果について。** 芦辺町の焼却灰保管施設には、平成10年1月から平成16年2月までの約6年間、芦辺クリーンセンターで焼却後に排出される焼却灰約1,600トンを保管しておりますが、周辺公民館等から、保管庫から焼却灰が漏れているのではないかと。そのため、下流域を含む周辺地域の環境が心配であるとの御意見がありましたので、保管庫横の土壌、保管庫内の焼却灰、保管庫から排出されるガス、下流域の水田土壌、早期米、普通期米及びため池等の水質について分析を実施しております。

検査の結果につきましては、現在、普通期米の土壌分析を除いて報告を受けておりますが、いずれの分野におきましても、環境基準値などを下回っており、近隣にお住まいの皆様への健康及び環境に影響を与えるものではございませんでした。調査結果につきましては、中間報告として地域住民の皆様にお知らせをしておりますが、最終報告書が専門業者から1月には提出されますので、地域住民の皆様に対する説明を再度実施し、御理解を賜ることにしております。

**農林畜産関係について。** 農業生産につきましては、米が早期米については豊作でありましたが、普通期米は登熟期の高温とウンカによる被害を受け、全体で作況指数98と、やや不良となりました。

葉たばこにつきましては、10月17日から26日にかけて販売が行われ、1キロ当たり代金1,970円と、品質面ではやや課題が残りましたが、10アール当たり重量244キロ、代金48万1,580円は、西九州たばこ耕作組合管内ではトップの成績であり、目標達成とはなりませんでしたが、まずまずの結果だと受けとめております。

肉用牛経営における子牛販売につきましては、高値基調で推移し、平成17年8月のセリ市以降、平均価格50万円台を維持しており、12月市では平均価格53万7,343円と、前回比101.48%の好成績をおさめております。

**観光振興について。** 7月14日から9月14日までの間、長崎県内の宿泊施設を対象に、おもてなしレベルの調査を目的としたアンケートが実施されました。壱岐への来島者は福岡県から42%、関東地方11.6%、佐賀県10.2%に続いて、近畿、中国地方、鹿児島県、熊本県となっております。壱岐に初めて宿泊した客は全体の82%で、県の平均を超えており、3回以上訪れたことのある方の割合は県平均の3分の1となっております。

各種サービスに対しましては、夕食、朝食は「大変満足」という回答が7割と高く、「施設の満足度」は10点満点中満点が23.7%と、県平均を超えており、「また宿泊したい、機会があれば利用したい」と、再来島の意欲を持っている方の割合が88%ある一方、「利用したくない、絶対利用しない」が県全体の平均よりやや高くなっているという結果でございました。

市といたしましては、今回の調査結果及びことしの観光実績を踏まえ、観光事業者による意見交換会を開催中で、今後の事業対策をまとめることにいたしております。

また、ことしの修学旅行は、11月28日の愛知県岡崎城西高校を最後に、39校4,470人が来島しました。これは昨年とほぼ同数でございます。島外スポーツ団体誘致合宿事業におきましては、4月から11月までの実績は、82組、2,038人で、昨年同期と比較しますと、団体数は約2倍、約280人増加している状況でございます。

**誘致企業について。** 壱岐市を「ITアイランド壱岐」として明確に位置づけ、雇用の場の確保を図るため、ソフトウェア業、コールセンターなどの情報通信関連企業の立地を推進してまいりましたところ、ソフトウェア業である株式会社ランドコンピューターの企業立地が決定し、10月1日から市役所本庁別館内におきまして壱岐支店が開設されております。今後、10名以上の雇用が予定されており、市といたしましては、雇用の場の創出に大いに期待をいたしているところでございます。

今後も、活気ある、魅力あふれるまちづくり実現のため、雇用の場の確保に向けた企業誘致に全力で取り組んでまいり所存でございます。

**土木事業関係について。** 河川事業並びに急傾斜地崩壊対策事業につきましては、全地区とも工事を実施しており、鋭意施工中でございますが、志自岐地区の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、工事実施の影響などにより防風対策が必要な状況となりましたので、これに対応するため所要の予算を計上いたしております。

また、本定例会におきまして、壱岐地方局の工事条件にあわせ発生した予算の組み替え、補正などを議案として提出いたしております。

**公共下水道事業について。** 本年度予定しておりました郷ノ浦町亀川迎町、本町、下ル町地区及び片原地区の一部の汚水管敷設工事につきましては、全体を5工区に分割発注し、施工中でございます。大変交通量の多い地域における交通規制などで市民皆様に大変御不自由をおかけして

おりますが、御理解、御協力を賜りますよう、お願いいたします。

**漁業集落環境整備事業について。** 現在、建設中の芦辺漁港浄化センター本体建設工事につきましては、掘削箇所に設置していた鋼矢板を引き抜く際に、地盤の緩みを防止し、地盤変状による構造物への影響を抑制する必要が生じました。したがって、早急に県と工法選択などの協議を行い、追加工事の準備を行っているところでございます。今会期中にも諸準備を整わせ、契約変更議案を追加議案として提出することにしておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

また、本年度事業費として3,900万円の補助追加内示がありましたので、事業の推進を図るため、所要の予算を計上いたしております。

**病院事業について。** 壱岐市民病院の診療体制につきましては、内科医師不足による荷重労働の緩和策及び診療リスクの回避策として、11月から土、日曜日の日直、当直診療業務を専門の非常勤医師を招聘して対応するよういたしました。

看護体制につきましては、現在、一般病床において患者10人に対し1人の看護師配置基準を取得しております。来年度も引き続きその基準を維持していかなければなりませんので、退職予定者の補充も含めて、看護師の採用を今後予定いたしております。

また、本年4月から10月までの診療実績につきましては、1日平均入院患者数は、一般病床98.1人、精神病床44.3人であり、昨年同期と比較しますと、一般病床で1.8人の増、精神病床で1.3人の増となっております。1日平均の外来患者数は342.1人になっており、昨年同期と比較しますと26.6人の減となっております。

しかしながら、上半期の医業収支につきましては、医業収入で前年度と比較しますと、約8,900万円の増収で推移をしております。また、医業収入から医業費用を差し引いた収支差、粗利益につきましても約4,000万円となり、昨年度より好転いたしております。

かたばる病院につきましては、高齢者等に対して質の高い医療を提供するとともに、保健、医療、福祉分野との連携による一体的サービスに努めております。10月までの診療実績につきましては計画どおり進捗しており、今後もサービスの向上に努めてまいり所存でございます。

**消防行政について。** 平成19年11月末現在の災害発生状況は、火災32件、救急1,253件となっております。昨年同期と比較しますと、火災12件の増、救急36件の減となっております。救急救命士が行います気管挿管につきましては、このたび1名が実務研修を終了し、認定証の交付を受けましたので、12月1日からの2名の救急救命士が、医師の指示により気管挿管を実施できるようになりました。

今後も市民皆様の身体・生命・財産を守るため、より一層努力してまいり所存でございます。

以上をもちまして、前定例会以降の市政の重要事項につきまして御報告を申し上げますが、

今後とも直面する課題に対応しながら、行財政改革を推進し、活気ある、魅力あふれるまちづくりに取り組んでまいり所存でございますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、本日提出いたしました議案は、予算案件を初め26件でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これで行政報告は終わりました。

#### 日程第5. 寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札に関する調査特別委員会調査報告

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第5、寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札に関する調査特別委員会調査報告についてを議題とします。

小園寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札に関する調査特別委員長。

〔寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札に関する調査特別委員長（小園 寛昭君） 登壇〕

○寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札に関する調査特別委員長（小園 寛昭君） 委員会の調査報告をいたします。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を、以下のとおり、会議規則第の規定により報告します。

1、調査事件並びに調査の目的、（1）調査事件、寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札に関する事項。（2）調査の目的、平成19年9月7日付、竜崎日々新聞の報道による寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札に関し、竜崎市と指名停止中の島内大手建設業者との癒着が原因で、その業者の指名停止期間の解除まで市が入札を引き延ばしているのではないかとの報道を重く着目し、真実であれば、市の重大な違法行為であり、議会として黙視できないとの立場から、癒着の事実関係を徹底究明し、真実を明らかにすることを目的といたしました。

2、委員会の審議方法、調査の内容が特定の個人に関係し、名誉やプライバシーなどに影響があるおそれがある。また、傍聴人がいるため、証人が十分証言できないことが懸念されるため、委員会条例第20条の規定に基づき、秘密会といたしました。

3、調査の方法（1）書類の検証、下記の書類につき検証いたしました。（1）説明資料、別紙①入札までの経過及び入札のおくれの内容。②長崎県とのやりとりの経過。③竜崎日々新聞社とのやりとりの経過。資料がございます。（2）提出資料、別紙。1、①メールでの県との送受信記録。以下8項目ございます。朗読は省略させていただきます。（2）証人尋問、下記の証人につき尋問を行いました。竜崎市建設部長中原康壽、同建設管理課長後藤剛、同建設管理課住宅班係長堤一晃、同建設管理課建築班係員中嶋貴史、竜崎市市長長田徹、竜崎市副市長澤木満義、長

崎県建設部住宅課主任技師柳本寛史（補佐人）同住宅課課長補佐藤川康博、（株）壱岐日々新聞社編集長菊田光孝（出頭拒否）

4、委員会の開催経過、第1回委員会、10月4日15時5分。（1）寺頭・白水両団地入札に関する調査資料の提出要求を決めております。

第2回委員会、10月22日10時。（1）提出資料の説明。（2）証人尋問。建設部長中原康壽、建設管理課長後藤剛、同建設管理課長管理課住宅班係長堤一晃、同建設管理課建築班係員中嶋貴史。尋問内容は、①両団地工事の入札遅延理由の件、②県との手続経過の件、③新聞社対応の経過の件、④上司からの指示、業者からの請託の有無でございます。

括弧して、（委員会閉会后、委員長から証言内容を立証する書類の提出を求めた結果、別紙特別委員会提出資料の提出を受けております）。

第3回委員会、11月12日11時53分。（1）証人尋問。副市長澤木満義、市長長田徹。個別尋問で行っております。尋問内容は、①両団地工事の入札遅延理由の件、②新聞社対応の件、③業者からの請託の有無、④部下への指示の有無。

第4回委員会、11月22日10時。（1）証人尋問、県住宅課主任技師柳本寛史（補佐人）同住宅課長補佐藤川康博。尋問内容は、①両団地工事補助金交付申請手続の件、②新聞社対応の件、③特例加算など個別設計書の作成の件（2）証人尋問。（株）壱岐日々新聞社編集長菊田光孝（出頭拒否）

第5回委員会。12月3日10時。（1）菊田光孝証人の出頭拒否への対応について。（2）調査特別委員会報告書の件。

以上が開催経過でございます。

5、調査事実。（1）寺頭・白水両団地公営住宅新築工事は、平成19年3月30日、平成19年度地域住宅交付金事業により内定を受け、工事発注は第1・四半期（4月から6月）を予定されていた。その後、市の単独事業で計画していた白水団地解体工事が補助対象に認められることが4月26日に新たに判明し、第1回変更計画（6月）で追加要望をすることとしたところ、補助金交付の変更内定は7月6日に受けております。

（2）したがって、7月から補助金交付変更申請に着手しているが、以下提出資料①入札までの経過のとおり、7月18日から9月6日の修正手続完了まで、県とのメールの受信4回、送信が12回に及ぶ見直し修正が行われている。このことは、市が提出したメールの送受信記録並びに長崎県柳本寛史証人の証言により事実であることが認められる。

（3）標準建設費及び特例加算などの見直し修正についてであるが、具体的には8月21日のメールにより、県から指示を受け、調製の上、8月30日にメールとして送信している。それに対して県から、9月3日に3カ所の修正指示を受け、9月4日にメールとして県へ送信している。

このことは、長崎県柳本寛史証人の証言とメールと送受信記録により明らかである。

壱岐日々新聞の「これまでおくれにおくれていた作業が、取材によって、その日のうちに半日もかかわらず終わったことになる」とする記事は、事実誤認である。

(4) 新聞社の取材に対して、財政課長と契約班係長は、入札おくれの理由として、「県に申請して許可がおりるのを待っている。来ればすぐに私たちが準備できる」と回答しているが、交付金変更申請は建設管理課建築班係員中嶋貴史と県の住宅課主任技師柳本寛史の間で進められていたもので、申請書類の修正手続中だったのである。記事によると、「県庁の住宅班に確認すると、今は市からの書類を待っている。市に連絡しているが来なかった。まずありきというべき基本の書類（特例加算のリスト）がなく、先に進めない。ルールにのっとってやっていただくしかない」との記述があるが、「新聞社からの取材を受けた9月5日時点では、既に市からの書類は受け取っていたので、申請書が来ないとの回答はするはずがないし、指名停止の話をされたが、そのことは知らなかったの何のこともわからなかった」との長崎県柳本寛史証人の証言がある。

(5) さて、入札につき島内大手建設業者との癒着が原因で、その業者の指名停止期間の解除まで入札を引き延ばしているかどうかであるが、白水団地解体工事が補助対象となり、補助金交付の変更内定を受ける7月6日までは業者の指名停止期間ではないこと。補助金交付の変更内定を受けた後、新たに直近の設計単価により、補助金交付申請をやり直すことは当然のことと考えられ、意図的な引き延ばしをしなければならない合理的理由が見当たらない。

(6) なお、中原康壽、後藤剛、堤一晃、中嶋貴史、澤木満義、長田徹の各証人は、厳正なる宣誓の上、「業者からの請託は受けていないし業者との接触もない。また、部下への指示、上司からの指示もない」と全員が証言した。

(7) 次に、7月6日以降の事務処理についてであるが、8月9日の県からの指示を理解するのに時間を要していることが唯一事務遅延と見られるが、①市の担当者が初めて処理する補助金交付申請事務であったこと。②寺頭・白水両団地を一括してする申請であったこと。③標準建設費及び特例加算など個別直接工事費の算出や諸経費計算表は県との調整を要するので作成に手間がかかること。並びに長崎県柳本寛史証人の「意図をもっておくらせた部分はない」とする証言、さらに市の担当者中嶋貴史係員と長崎県柳本寛史技師が共謀しない限り、当該事務処理を意図的に引き延ばすことはできず、また、両人が職務権限の少ない係員あるいは技師であることを考え合わせると、共謀し事務を引き延ばしたとするには無理がある。

(8) 調査経過の中で不正の事実がつかめずにいた委員会としては、調査目的達成をより確実なものとするために、有力な証人として菊田光孝氏に、報道記事の事実関係を証言していただきたく、証人出頭請求したが、報道関係者の職業としての取材源の秘匿を理由として、出頭を拒否された。調査目的達成のためには必要不可欠との認識はあったが、出頭できないとする証人に再

度出頭を求めることは好ましくないと判断し、再出頭は求めないこととした。

6、調査の結果。壱岐市と指名停止中の島内大手建設業者との癒着の具体的事実はなく、癒着が原因でその業者の指名停止期間の解除まで入札を引き延ばしているとする事実もない。壱岐日々新聞社の「市と大手建設業者の癒着か？指名停止明けに入札延期疑惑」との報道には根拠がなく、風聞による邪推を報じたものと判断され、記事の内容は真実ではない。

7、調査意見。（1）新聞社の取材に対する市の対応について。今回の調査により、相当長時間にわたり、担当者や係長が新聞社の取材に応じているが、適当か否か疑問である。責任ある取材窓口を設けるなど、無用の誤解を受けないよう早急に体制を検討実施する必要がある。

（2）壱岐日々新聞社菊田光孝編集長への証人出頭請求に対する出頭拒否について。真実を究明するため最も重要な証人として菊田光孝編集長の証言に大きな期待を寄せ証人出頭を請求したが、弁護士を代理人に、報道関係者の取材源の秘密は職業の秘密に当たることを不出頭の正当な理由として出頭していただけなかった。

確かに、地方自治法100条2項で準用する民事訴訟法197条1項3号は、職業の秘密に関する事項について、尋問を受ける場合には証言を拒むことができると規定している。場合によっては証言を拒むことができるのだから、出席の上、尋問内容を確認、証言できるかどうか判断されてもよかったのではないかと考える。

また、出頭し、証人としてできる範囲を証言することによって、みずからの報道に対する責任を果たすとともに、真相を明らかにしていただきたかったが、それができず、残念である。

我々委員会は、報道の取材源を追求することは考えていなかったのであるが、菊田光孝氏にそういう解釈をいただいたことも、真実を究明したいとする委員会の心を得ることもかなわず、極めて遺憾である。

（3）誤った報道への対策について。読者は新聞による報道を真実と考える者が多く、報道が誤っていると考える者は少ない。なぜならば、新聞は地道な取材活動により取材技術を幅広い視野と客観的視点から分析し、事実を報道するのが基本であり、特に他人の名誉を傷つける内容のものには細心の注意を払い、いたずらに読者の関心を引くための報道にならないよう配慮されていると信じているからであります。

国民には思想、信条、そして表現の自由が認められております。報道は事実を報道することにより、国民の利益を代表するものであるが、自由があるからといって他人の名誉やプライバシーを侵害し傷つけることが認められているものではない。特に社会における公器としての新聞の報道の結果の重大性を考えると、報道の権利と責任たるや、まことに大きいものがあると言える。

さて、今回の癒着報道に対する市の対応であるが、記事は事実ではないとしながらも、新聞社に対し特に抗議もせず、放置していることは、真実を市民に知らしめるためには適当な対応では



ない。記事が憶測によるもので、事実でないものであり、市民に大きな誤解を与えるようなものであれば、市は新聞社に対し強く抗議するとともに、法的手段を用いるなど、あらゆる手段を講じて真実を明らかにしなければ市民の信頼を得ることはできない。

8、別紙として1から5、資料をつけております。内容は省略させていただきます。

以上、報告を終わります。

○議長（深見 忠生君） これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑はありませんですね。質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札に関する調査特別委員長（小園 寛昭君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で、寺頭・白水両団地公営住宅新築工事の入札に関する調査特別委員会の調査報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

午前10時58分休憩

.....  
午前11時10分再開

## 日程第6. 認定第2号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第6、認定第2号平成18年度壱岐市病院事業会計決算認定についてを議題とします。

本案の審査は、厚生常任委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、委員長の報告を求めます。近藤厚生常任委員長、お願いします。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 登壇〕

○厚生常任委員長（近藤 団一君） 委員会審査報告書。

当委員会に付託されました件ですが、10月3日及び10月10日の2日間にわたり、壱岐市民病院2階会議室において審査を行いました。

認定第2号平成18年度壱岐市病院事業会計決算認定についてであります。

本委員会に付託された認定第2号平成18年度壱岐市病院事業会計決算認定については、審査の結果、次の意見をつけて認定すべきものと決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

委員会としての意見を申し述べます。

壱岐市の病院事業については、去る9月25日に、壱岐市病院事業運営審議会から、「壱岐市

民病院の役割、あり方に関する報告書（答申）」が示されているが、報告書の内容を尊重され、早急に改革計画を具体化し、改革に取り組まれない。

また、市民に誤解を招く風評が広まり、病院事業の運営に少なからず悪影響を与えているので、市の広報等により、市民病院の現状について正確な情報を定期的に発信されたいということです。

以上で終わります。

○議長（深見 忠生君） これから委員長の報告に対する質疑を行います。

なお、ここで申し上げておきますが、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、参考までに申し上げておきます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑はありませんので、認定第2号に対する質疑を終わります。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから認定第2号平成18年度壱岐市病院事業会計決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

認定第2号平成18年度壱岐市病院事業会計決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第2号平成18年度壱岐市病院事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

### 日程第7. 議案第88号～日程第32. 認定第12号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第7、議案第88号長崎縣市町村総合事務組合を組織とする地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてから、日程第32、認定第12号平成18年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで26件を議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

○市長（長田 徹君） 議案の提案理由につきましては、各担当部課長よりさせますので、よろしく願いをいたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 久田総務部長。

〔総務部長兼郷ノ浦支所長（久田 賢一君） 登壇〕

○総務部長兼郷ノ浦支所長（久田 賢一君） 議案第 88 号長崎県市町村総合事務組合を組織とする地方公共団体の数の増加及び規約の変更について御説明いたします。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年 3 月 1 日から、長崎県市町村総合事務組合に大村市を加入させ、長崎県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更することについて、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、平成 20 年 3 月 1 日から大村市が長崎県市町村総合事務組合へ加入することに伴い、長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数が増加するため及び学校教育法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本組合規約第 3 条の改正の必要が生じたために、地方自治法第 290 条の規定に基づき提案するものでございます。

次のページをお開き願います。長崎県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更いたします。第 3 条第 10 号は、公立学校医等公務災害補償事業でございますが、この中の「盲学校、聾学校及び養護学校」を、「及び特別支援学校」に改めます。別表第 1、これは組合を組織する組合市町村でございますが、今回、この中に大村市が加入をいたします。

次のページをお開き願います。別表第 2 は、組合の共同処理する事務と団体でございます。今回、大村市が加入をいたしますのは、第 3 条第 1 号に関する事務、これは退職手当事業でございます。これと、第 3 条第 9 号に関する事務、これは議会議員その他非常勤職員公務災害補償事業でございます。これと、第 3 条第 10 号に関する事務、公立学校医等公務災害補償事業でございますが、これに今回大村市が加入をいたします。

次のページをお開き願います。附則といたしまして、この規約は平成 20 年 3 月 1 日から施行いたします。

次に、議案第 89 号について説明いたします。

長崎県市町村土地開発公社の解散について。公有地の拡大の推進に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、長崎県市町村土地開発公社を平成 20 年 3 月 31 日をもって解散することについて議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、長崎県市町村土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公共用地、公有地等の取得、管理、処分等を行うことなどにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とし、昭和 49 年 10 月 19 日、設立をされております。以来、公共用地、公有地等の取得、管理、処分などを行ってまいりましたが、事業の減少、市町村の厳しい財政状況並びに県出資団体の見直しなどにより、本公社を平成 20 年 3 月 30 日をもって解散するものでございます。

次に、議案第90号について説明いたします。

武生水C辺地（変更）に係る総合整備計画の策定について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、別紙のとおり定めるものでございます。提案理由は、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。総合整備計画書でございます。長崎県壱岐市郷ノ浦町武生水C辺地、場所は郷ノ浦町の永田触、片原触でございます。

2番の公共施設の整備を必要とする事情でございます。市道高校線をまちづくり事業計画に基づき、本年度から着工するため、計画の変更をお願いするものでございます。市道高校線、場所が郷ノ浦前下ル町たちば川衣料品店横から高校へ上る歩道で、延長が200メートル、幅員が3メートルの歩道の整備計画でございます。本路線は、高校生の通学道路でございますが、歩道幅員が狭隘で未整備な状況でございます。また、近年、地域住民の防災意識の変化により、町部における災害時の避難経路として本地区歩道整備の機運が高まっております。このため、交通網の整備及び防災上の観点から、歩道整備を図るものでございます。

3、公共的施設の整備計画。事業年度が平成18から平成22年度までの5カ年間でございまして、今回の高校線につきましては、下の説明の下段の方でございます。事業費が5,500万円、財源内訳が特定財源、これはまちづくり交付金で、補助率が40%、残りが一般財源の3,300万円で、この一般財源につきましては今回辺地対策事業債を予定いたしております。

以上でございます。

〔総務部長兼郷ノ浦支所長（久田 賢一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 西村産業経済部長。

〔産業経済部長（西村 善明君） 登壇〕

○産業経済部長（西村 善明君） 議案第91号について御説明をいたします。

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について。地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市内に新たに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更するものであります。本日の提出でございます。

提案理由、壱岐市郷ノ浦町大島字八斗蒔地先の大島地区広域漁港整備工事に伴う公有水面の埋め立てにより生じた土地について、議会の議決を経て確認し、字の区域をしようとするものであります。

次をお開きいただきたいと思っております。位置でございますが、壱岐市郷ノ浦町大島字阿知浦1078の1地先並びに字八斗蒔1152の1、1152の2、1155の1、1155の4、1158の4、及び1168の1から1168の3までの地籍で、面積でございますが7,204.70平方メートルでございます。編入する区域が字八斗蒔でございます。

次をお開きいただきたいと思います。字図でございますけれども、渡良大島の3号大橋のそばでございます、この字図の1168の1が現在の栽培センターの設置してある場所でございます。その下側の赤く塗っておところが、平成16年度から18年にかけて大島地区広域漁港整備工事で埋め立てをいたしました土地で、今回この地域に壱岐栽培センターを計画しておりますところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

〔産業経済部長（西村 善明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 久田総務部長。

〔総務部長兼郷ノ浦支所長（久田 賢一君） 登壇〕

○総務部長兼郷ノ浦支所長（久田 賢一君） 議案第92号県立埋蔵文化財センター・（仮称）一支国博物館敷地造成工事請負契約の変更について。

県立埋蔵文化財センター・（仮称）一支国博物館敷地造成工事請負契約を下記のとおり変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的は、県立埋蔵文化財センター・（仮称）一支国博物館敷地造成工事。2、契約の方法は随意契約。3、変更後、契約金額が2億3,984万3,100円。現契約金額が2億2,359万9,600円でございます。4、契約の相手方は、広瀬・安川建設工事共同企業体、代表者、株式会社広瀬組代表取締役広瀬守孝でございます。

提案理由は、県立埋蔵文化財センター・（仮称）一支国博物館敷地造成工事に係るブロック積み及び伐採木処分の増加並びに連絡道整備の追加に伴い契約金額を変更する必要があるとございます。

次のページをお開き願います。変更内容でございますが、図面の方もあわせて説明をいたしますので、図面の方も開きをいただきたいと思います。まず、今回の変更でございますが、ブロック積み工、変更前が2,691平方メートルから2,806平方メートルへ追加をいたしております。場所が上側の方のD区間ブロック積み擁壁85平方メートル増と下の方のA区間ブロック積み擁壁30平方メートルの増でございます。これは平板載荷試験の結果に基づきまして、支持基盤まで根入れを確保したことに伴いまして、合計で115平方メートルの増加となったものでございます。

次に、伐採木の処分費323トンから472トンへ増加をいたしております。これは建物設計が確定したことに伴いまして、伐採範囲が拡大をしたことに伴う増加でございます。図面の黄色の部分追加伐採をしたところでございます。

それから、連絡道路の整備でございますが、今回808メートル追加をいたしております。場所が下側の方でございますが、これは埋蔵文化財センター・（仮称）一支国博物館の建築工事と市道鶴亀中央線道路改良事業の工期期間が重なります。これによりまして工事車両等の通行量が

大幅に増加するため、既設側溝へふたかけを行い、交通の円滑化を図るものでございます。現在の歩道幅員が平均約5メートルでございますが、このふたかけによりまして6メートルから6.5メートルほどになる見込みでございます。

以上でございます。

[総務部長兼郷ノ浦支所長（久田 賢一君） 降壇]

○議長（深見 忠生君） 山口病院管理課長。

[病院管理課長（山口 壽美君） 登壇]

○病院管理課長（山口 壽美君） 議案第93号について説明をさせていただきます。

老岐市民病院事業会計資本剰余金（その他資本剰余金）の取り崩しについて。

下記のとおり、老岐市民病院事業会計資本剰余金（その他資本剰余金）を取り崩し、欠損金に補てんすることについて議会の議決を求める。本日提出です。

記といたしまして、資本剰余金（その他資本剰余金）を取り崩し、欠損金に補てんする金額6,661万1,400円。

提案理由といたしまして、地方公営企業法施行令第24条の3第2項の規定により、議会の議決を要します。

続きまして、説明資料でございますが、18年度の決算時の厚生常任委員会の折に、12月定例会に提案するという事で説明をいたしたわけですが、十分な説明ができなかったため、きょう説明資料としてつけさせていただいております。これにつきましては、公営企業法の第32条の2項の中で、建設改良積立金または資本剰余金をもって欠損金を埋める場合における議会の議決は、決算認定の議会の議決とは別に、これに先行して行うべきであると書いてあります。ただし書き条項もあります。議案の形式として、決算金処理計算書として建設改良積立金の目的外使用、または資本剰余金の取り崩しの議決とあわせて決算認定の議決を行うことは差し支えないと書いてありますが、条例の条文を先行いたしまして議会の議決を受けるということで今回提案させていただきました。

資料の説明でございますが、左側の方から、資本につきましては資本金と剰余金があるということにして、剰余金の中に資本剰余金があるということでございます。下の方ですけれども、資本剰余金と利益剰余金がありまして、今回のところは資本剰余金の、その他資本剰余金というところでございます。これにつきましては、建設助成のために交付された国、県、市の補助金、工事負担金等で、法第32条5号の規定により積み立てたものでございます。

市民病院の決算上では、国の補助金、県の補助金、そしてその他資本剰余金ということで分けております。それで、その他資本剰余金については、旧町及び市からの病院の施設整備に対する補助金でございます。

これにつきましては、昭和44年から平成16年までの間で施設整備に補助金をもらっております。その額でございますが、右側の方をちょっと見ていただきたいと思いますと思っておりますが、真ん中よりも下でございますが、平成18年度決算における資本剰余金中、その他資本剰余金の額でございますが、18年度決算で1億7,144万5,400円がございます。そのうちで、新しい病院の建設とか医師公舎等で現在取り崩しができないものとしてとらえているものが1億483万4,000円でございます。それで、1億7,144万5,400円から1億4,083万4,000円を差し引いた6,661万1,400円を今回取り崩しの議決をいただこうと思っております。

本来ならば17年度決算で臨時損失が出たときに除却処分損失補てんということで処理をしてもよいという形になっておりましたが、そのときに処理をしておりませんでしたので、今回、議案として提出して処理をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔病院管理課長（山口 壽美君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 牧山財政課長。

〔財政課長（牧山 清明君） 登壇〕

○財政課長（牧山 清明君） 議案第94号平成19年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ5,459万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を225億4,103万9,000円とするものでございます。第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債補正で、その内容は第2表地方債補正により説明をいたします。

6ページをお開き願います。第2表地方債補正、1追加、起債の目的、災害復旧事業債、公共土木の単独災害の10カ所分でございます。限度額を800万円。2変更、起債の目的、一般公共事業債、限度額、1億4,880万円を1億4,380万円に改めるものでございます。これは漁業集落環境整備の事業費の減額によるものでございます。

次に、辺地対策事業債でございますが、限度額を3億1,400万円を、3億2,220万円とするものでございます。小型動力ポンプの県補助金の不採択による減と下水道の追加による増加でございます。

次に、過疎対策事業債でございますが、限度額を7億5,980万円から7億4,960万円に改めるものでございます。これは幡鉾川左岸の遊歩道事業の減と簡水の沼津柳田地区の増補改良事業費の追加によるものでございます。

合併特例債事業債を12億1,260万円から11億9,710万円に変更をするものでござい

ます。原の辻遺跡の復元事業といたしまして、これはやぐらの復元を計画いたしておりましたが、延期による減と、新郷ノ浦港線の県営事業の負担金の追加によるものでございます。

12ページをお開き願います。2歳入、1款市税1項市税1節で現年度課税分の3,598万2,000円の減額をお願いをいたしております。これは、平成19年度より税源移譲が行われて、人的控除の差額のゆがみが生じるため、所得割課税者から人的控除の差額に係る税額が控除される制度があわせて改正が行われました。しかしながら、予算編成時にこの人的控除を過少見込みであったために予算割れとなったものでございます。

また、要因としましては、所得の伸びを対前年度比95%を見込んでおりましたけれども、農漁業の所得低迷によりまして、95%を割り込んだ形になり、減額が生じたものでございます。

次に、4項たばこ税でございますが、現年度課税分といたしまして5,107万5,000円の追加をお願いいたしております。たばこ税につきましては納税業者が2社でございます。日本たばこ産業とTSネットワークの2社があるわけでございますが、これも予算編成時に誤りまして、日本たばこ産業1社の金額で計上いたしておりました、TSネットワーク分が計上漏れとなっておりますので、追加計上をいたしております。

12款分担金及び負担金でございます。これは災害復旧費の分担金といたしまして農地等の災害復旧費受益者分担金として46万9,000円を計上いたしております。

次ページをお開き願います。14款国庫支出金2項国庫補助金でございます。2目の民生費国庫補助金でございます。障害者地域生活支援事業補助金の減1,284万円でございますが、障害者デイの通所利用者の減によります減額でございます。

次の7目の教育費国庫補助金でございます。史跡等総合整備活用推進事業補助金、減2,050万円、これは起債のときも説明いたしましたが、原の辻遺跡の復元整備で今年計画をしていたやぐらの復元が次年度以降実施するため、減額となっております。

続きまして、15款県支出金でございます。2目の民生費県補助金でございますが、社会福祉費補助金の障害者自立支援対策臨時特例補助金929万6,000円、これは障害者自立支援法が施行されまして、対象者の負担増ということになり、その支援策として国から交付を受け、県が13億円の基金の設立をいたしております。当市におきましては6事業が該当しまして、臨時特例交付金を受けるものでございます。これにつきましては歳出で後もって御説明いたします。

4目の農林水産業補助金でございます。この減額につきましては、事業確定並びに入札等の減による事業確定分でございます。末尾にあります長崎県耕作放棄地解消5カ年計画実践事業補助金の80万円でございますが、今年度の新規事業でございまして、耕作放棄地の実態把握に基づき、市が策定する耕作放棄地解消5カ年計画により解消すべき耕作放棄地を対象に、復旧活動、農地の有効利用等を促進する取り組みに対して支援がされるものでございます。これは歳出で同



額の計上いたしております。

次に、18ページをお開き願います。18款繰入金でございます。2項基金繰入金でございますが、1節で財政調整基金の繰入金を4,800万円計上いたしております。財源不足による取り崩しでございます。

次の減債基金の繰入金でございますが、繰り上げ償還の財源として繰り入れをいたしております。

次に、22ページをお開き願います。3歳出でございます。6目の企画費におきまして、19負担金補助及び交付金といたしまして、集会施設の建設事業補助金といたしまして238万9,000円を計上いたしております。芦辺西部公民館、辻里公民館、深江南公民館並びに改築見込みの2館の分を計上いたしております。

次ページをお開き願います。2項徴税費におきまして、賦課徴収費13委託料で、税の申告支援システムの改修委託料といたしまして、電算システムがオープン系に変更によるシステムソフトの改修委託料を計上いたしております。

次ページをお願いいたします。5項の指定統計調査費でございます。今回、20年度に本調査を行います住宅、土地の統計調査の事前調査経費といたしまして40万円を計上いたしております。壱岐地区で293調査区中、今回115調査区を事前調査するものでございます。

3款民生費1項社会福祉費におきましては、8節報償費で民生委員の辞任慰労金を104万円計上いたしております。今年度一斉改正に伴います慰労金でございますが、3年以上6年未満の方に対しまして2万円、6年以上12年未満の方に対しまして4万円、12年以上の方に対しまして6万円の予算を計上いたしております。

次に、18節備品購入費で555万4,000円、機械器具購入費として計上いたしております。これは子供センターの遊具250万円と療養器具費120万円、相談支援巡回車といたしまして芦辺社協に96万円、来庁者用の拡大読書機6台89万4,000円、これは歳入でも説明をいたしましたけれども、基金からの助成ということで、100%補助でございます。

次の19負担金補助及び交付金でございますが、通所サービス利用促進事業補助金これは通所授産施設に対するもので399万9,000円、次に、障害者就労意欲促進事業補助金としまして40万円、これは工賃収入による使用料の支援費の負担増の助成でございます。それから、進行性筋萎縮症者療養等補助金でございます。これも支援費の制度改正に伴います負担増の激変緩和措置として59万1,000円を助成するものでございます。この19負担金につきましては4分の3が基金からの持ち出しで4分の1が市の負担ということになります。

次ページをお開き願います。4目の国民健康保険事業費で28節繰り出し金でございますが、国民健康保険事業特別会計繰り出し金といたしまして642万円、これは財政安定化支援事業分

として繰り出すものでございます。

次の介護保険事業費で同じく28節の繰り出し金でございますが、介護サービス事業勘定で利用者の減少による繰り出しを474万1,000円計上いたしております。

次ページをお願いいたします。3項生活保護費23節償還金利子及び割引料でございます。国庫支出金の精算返納金としまして4,538万4,000円、18年度分の精算による返還金でございます。

次ページをお願いいたします。4款衛生費4目病院費におきましては13委託料で病院事業経営アドバイザー委託料の増66万9,000円、本年12月までアドバイザーの契約をいたしております。一応1月から3月まで継続するというので委託料の追加をお願いいたしております。

次に、2項清掃費でございますが、1目清掃総務費では報酬で自然環境保全対策審議会委員報酬といたしまして17万1,000円、自然環境保護条例により初山地区に建設予定の和牛繁殖支援センターの審議のお願いをいたすものでございます。

次ページをお願いいたします。5款農林水産業費で1項農業費3目農業振興費でございます。19負担金補助及び交付金の減額部分につきましては、入札による減った補助金の確定による減額を計上いたしております。なお、長崎県耕作地放棄地解消5カ年計画実践事業補助金につきましては歳入で説明いたしました80万円を歳出でトンネル予算と計上いたしております。また、新規で地産地消推進事業補助金増395万4,000円を計上いたしておりますが、これは麦の生産奨励で反当5,000円を助成するものでございます。全体で約78町壱岐で作付がなされております。

4目の畜産業費でございますが、次ページをお開き願いたいと思います。13節から17節まで総額で384万2,000円を計上いたしております。和牛繁殖支援センターの建設に伴います道路拡張費用として予算を計上いたしております。計画延長が700メートル、幅員を6メートルにするものでございます。

5目農地費では15工事請負費で農道等維持補修工事費請負費といたしまして200万円、これは竹中地区でございます。適正化事業におきましては5地区分47万2,000円、耕作道でございますが、壱岐地区の耕作道の舗装工事請負費といたしまして28万4,000円の追加、それから、ふるさと農道整備工事の請負費として590万9,000円を計上いたしております。また、19負担金補助及び交付金におきましては県営老朽ため池の整備事業負担金といたしまして大塚ため池整備調査といたしまして53万3,000円、自然災害防止事業負担金といたしまして皆越ため池の改修で55万円を計上いたしております。

次ページをお願いいたします。3項水産業費、5目漁業集落環境整備事業費でございますが、補助事業の減額による調整をいたしております。また、繰り出し金におきましては下水道事業の

特別会計の繰り出しといたしまして、下水道事業会計では漁業集落環境整備事業の増額となりますので辺地債分1,200万円繰り出しをいたしております。

次ページをお願いいたします。6款商工費におきましては4目観光費で勝本浦の美しいまちづくり事業関連経費を土木費、都市計画費へ組みかえることによります減額を実施いたしております。

次ページをお願いいたします。7款土木費でございますが、2目の道路橋梁維持費でございます。11需用費におきまして修繕料として1,070万円を計上いたしております。これは市道補修で400万円、それから住吉地区の関連事業、舗装の補修工事等で670万円を計上いたしております。

次ページをお願いいたします。3目道路橋梁新設改良費でございます。15節の請負費の中で市道幡宮線の排水路整備工事として1,032万1,000円を計上いたしております。これは郷ノ浦のボーリング場の前から天の川酒造に行くところの水路改修でございます。

次ページをお願いいたします。4目の土地区画整理費でございますが、原の辻関連事業であります遊歩道事業の見直しによる減額と、また、まちづくり交付金で実績によります道路事業の増減を計上いたしております。特にまちづくり交付金事業の工事請負費の増加でございますが、市道5地区で608万1,000円の追加と遊歩道の請負費の減が2,100万円でございます。

次ページをお願いします。7項住宅費でございますが、2目の住宅建設費1,187万1,000円の減額をいたしておりますが、これも入札による単独分の減額でございます。

次に8款消防費であります。3目の消防施設で15工事請負費で消防施設の解体工事請負費勝本浦の機動格納庫の解体工事を計上いたしております。備品購入費につきましては、小型動力ポンプ、県の不採択による減額を計上いたしております。

次ページをお願いします。9款教育費では3項中学校費1目学校管理費で15工事請負費校舎等の改修工事請負費の増、箱崎中学校の外壁改修工事の追加160万円を計上いたしております。

次ページをお願いいたします。5項の社会教育費で6目文化財保護費でございますが、11需用費で印刷製本費の増額をいたしております。これは一支国博物館整備推進協議会の提言によります提言書の印刷経費等を総額で242万円を計上いたしております。これにつきまして旅費とか、それから消耗品とかそういうのを含めまして242万円でございます。

次ページをお願いします。先ほど言います提言書並びに13委託料では一支国博物館のPR用の看板、それから景観形成の調査委託料これはアンケート調査になりますが、計上いたしております。15工事請負費では先ほど申し上げますやぐらを次年度実施するということで今年度減額をいたしております。

次の19負担金補助及び交付金でございますが、まちづくり支援総合事業補助金で360万円

の計上でございます。景観資産助成事業といたしまして島内で10棟指定登録をいたしておりますうちの勝本浦の藤嶋家の屋根、外壁の改修費用を助成するものでございます。これは540万円の3分の2でございます。財源としましては県の補助金が3分の1、市がそれに3分の1を上乗せして助成をするものでございます。

次ページをお願いいたします。10款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費でございますが、7月6日から7日にかけて、また9月2日の豪雨によりまして災害が発生いたしております。農地4カ所、施設1カ所分を792万1,000円計上いたしております。

2項公共土木災害復旧費におきましては道路補修の災害復旧といたしまして10カ所分を計上いたしております。

次に、10款公債費でございます。地方債の繰上げ償還といたしまして320万5,000円を計上いたしております。今年度から財政が厳しい状況になっております。また、制度として公的資金の補償金の免除繰上げ償還が決定をいたしておりますので、今年繰上げ償還を実施するものでございまして本年度のこの対象の利率が7%以上ということになっております。これは昭和60年に公営住宅で借り入れた分でございます。この分を繰り上げ償還するという事で計画をいたしております。なお、簡易水道特別会計で改めて説明があろうかと思っておりますが、簡易水道におきましても7%以上の利率の借入れが現在8件ございます。これについても全額繰上げができるわけですけれども、今回はこれにつきましては借りかえということであともって説明が簡水の方からあろうかと思っておりますが、計上をしているところでございます。

次ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。特別職の増減の比較について御説明申し上げます。その他の21名の増は指定統計の調査員11名、それから自然環境保全対策審議会委員の10名で21名の増ということでございます。

次ページをお願いいたします。給料の備考の欄の職員の増減のことでございます。増1、減1、不補充1になっております。これは獣医師2名採用の予定を1名のみの採用によるものでございます。また、61ページでは地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございますが、当該年度末の現在高の見込み額を274億687万8,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

〔財政課長（牧山 清明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午後0時02分休憩

.....  
午後1時00分再開

○議長（深見 忠生君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。小山田保健環境部長。

〔保健環境部長（小山田省三君） 登壇〕

○保健環境部長（小山田省三君） それでは、議案第95号平成19年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

1 ページをお開き願います。平成19年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,112万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,142万3,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,185万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,967万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。平成19年12月7日提出、壱岐市長。

10ページをお開き願います。事業勘定の歳入について説明をいたします。3款国庫支出金、1療養給付費等負担金でございますけれども、歳入財源として一般療養費に見合う療養費給付負担金3,400万円を追加計上いたしております。老人保健拠出金負担金△1,360万円につきましては、額の確定により減額したものでございます。次の過年度分501万4,000円につきましては平成18年度分の精算に伴うものでございます。3款国庫支出金、4款県支出金につきましては歳入財源としてそれぞれ普通調整交付金、財政調整交付金を充てております。

5款療養給付費交付金につきましては、これは退職者医療にかかる分でございます。支払い基金から交付されます5,000万円を歳入財源として追加いたしております。

7款財産収入につきましては、市場金利上昇に伴う利息の増として33万3,000円追加計上いたしております。

12ページをお願いいたします。8款繰入金1項一般会計繰入金でございますが、これは交付税に算入される法定分の財政安定化支援事業の繰入金642万円を追加計上いたしております。

9款繰越金でございますけれども、これは療養給付費14万3,000円、その他1,381万9,000円をそれぞれ歳入財源として追加して計上いたしております。

14ページをお開き願います。歳出について説明いたします。

1款総務費1項総務管理費でございますけれども、これにつきましては、来年度から後期高齢者が始まりまして現在の国保から被保険者が抜けますのでそれに伴いまして被保険者証を3月末にやりかえる必要がございます。その分の経費として69万5,000円を計上いたしております。

す。

次でございますけれども、総務費の趣旨普及費でございますが、これの減額の理由でございますが、これは国保連合会から無料の啓発資料が壱岐市には2万2,000部配付されたために不用となりまして35万円の減額計上をいたしております。

2款保健給付費1療養諸費、1目一般被保険者の分でございますけど、1億円、それから2目の退職被保険者分5,000万円、同じく5目の審査手数料30万円でございますが、これは年間の医療費の増加が見込まれるために追加計上をいたしておるものでございます。特に一般につきましては高額患者の増加、それから70歳から74歳までの方の医療費が伸びる傾向にございます。退職者でございますが、特に退職者の方は現役をやめられまして病気をされる方が非常に多いということで、やはり追加計上いたしておるところでございます。

3款の老人保健拠出金でございますけれども、これは額の確定によりましてそれぞれ増減調整をいたしておるところでございます。

16ページをお開き願います。7款基金積立金でございますけれども、33万3,000円は歳入の分をそのまま歳出で積み立てるために計上をいたしておるところでございます。

9款諸支出金でございますが、これは18年度分の精算分でございますまして支払い基金に返納する14万3,000円でございます。

22ページをお開き願います。診療施設勘定の歳入について御説明を申し上げます。

繰越金でございますけれども、これは18年度決算に基づく歳入歳出差し引き残額でございますましてこれを歳入財源として計上をいたしております。同額を歳出で基金に積み立てるものでございます。これに伴いまして19年度末の基金残高は5,696万2,000円ほどになると見込んでおります。

以上で議案第95号についての説明を終わります。

次に、議案第96号平成19年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

1ページをお開き願います。平成19年度壱岐市の老人保健特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,780万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億185万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。平成19年12月7日提出、壱岐市長。

8ページをお開き願います。歳入について説明をいたします。1款支払い基金交付金でございますけれども、これは18年度の精算分92万8,000円を計上いたしておるものでございま

す。

2款国庫支出金1,687万6,000円でございますけれども、これも18年度の精算分として歳入財源として計上いたしております。

10ページをお開き願います。歳出について御説明をいたします。2款医療諸費1項医療諸費でございますけれども、△464万円の補正でございますけれども、これは年間を見通して減額調整をして計上いたしております。

3款諸支出金2,244万4,000円でございますけれども、この内訳は、18年度分の支払い基金交付金の精算分が2,097万1,721円、県負担金の精算分が147万1,654円ということで返納をするために予算計上いたしておるものでございます。

以上で議案第96号平成19年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

次に、議案第97号平成19年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。平成19年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,072万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,373万円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,962万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。平成19年12月7日提出、壱岐市長。

10ページをお開き願います。歳入について説明をいたします。4款支払い基金交付金でございますけれども、これにつきましては18年度分の精算金額460万4,000円を予算計上いたしております。

6款の財産収入でございますけれども、これは市場金利の上昇に伴う利息の増7,000円を計上いたしております。

8款繰越金でございますけれども、歳入財源として前年度繰越金1,611万円を予算計上をいたしております。

12ページをお開き願います。歳出について説明をいたします。

5款基金積立金でございますけれども、これは歳入の計上分をそのまま基金に積み立てるものでございます。

7款諸支出金でございますけれども、これは18年度分の国庫、県費それぞれ償還をするため

のものでございまして、予算計上いたしておるものでございます。

18ページをお開き願います。介護サービス事業勘定の歳入について説明をいたします。

1款サービス収入1項予防給付費収入でございますけれども、サービスを受ける人が当初の見込みより少ないため減額計上をしたものでございます。

2款の繰入金一般会計繰入金でございますけれども、これは歳入財源として474万1,000円を計上いたしております。

20ページをお願いいたします。歳出について御説明をいたします。

1款総務費2款事業費でございますけれども、それぞれこれは予算の組み替えをいたしておるものでございます。

1款1項の総務管理費でございますけれども、旅費につきましては介護保険士の日程が明らかになったことに伴いまして費用弁償は組み替えでございますが、旅費は減額をいたしております。需用費につきましては燃料費が上がっておりますし、また、相談業務等の増加に伴うもので32万円を計上させていただきます。

以上で議案第97号平成19年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明を終わります。

〔保健環境部長（小山田省三君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

〔建設部長（中原 康壽君） 登壇〕

○建設部長（中原 康壽君） 議案第98号平成19年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思っております。平成19年度壱岐市の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出それぞれ2億6,844万円を追加し、歳入歳出それぞれ11億8,786万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、2条、地方債の変更は「第2表地方債補正」による。本日の提出でございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。歳入の部を申し上げます。3款国庫支出金、簡易水道事業沼津柳田地区の工事増の追加補正によりまして1,000万円の追加でございまして50%補助ということで500万円の計上をいたしております。

それから、7款諸収入2項雑入1,350万円の内訳といたしまして工事補償金 350万円、消費税の還付金の増629万円、建物災害共済金の増1,071万円でございます。



続きまして、8款市債1項市債では簡易水道債の先ほど財政の方からお話があったとおり、借り換えをするということで2億4,910万円計上いたしております。

後戻りですが、4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。第2表地方債の補正、補正前の限度額が5,630万円、今度の補正で3億540万円、今歳入で申しあげました2億4,910万円の増をお願いするものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。歳出の部を申し上げます。1款総務費で2目施設管理費では11需用費で2,291万2,000円の増をお願いいたしております。これは修繕料で送配水管の修理と施設機具の修理ということで計上いたしております。

それから、15節の工事請負費△350万円でございますが、これは市道の有安線ほか2路線の執行残を生じましたので計上いたしております。

それから、2款施設整備費では1目簡易水道布設整備事業費、工事請負費の1,000万円の増でございますが、簡易水道施設整備工事請負費の増ということで沼津柳田地区の計上をいたしております。配管延長が523メートルの予定でございます。

それから、3款公債費1項公債費で23節に2億4,668万8,000円の地方債の繰上償還金を計上させていただいております。これにつきましては本年の6月に自治体財政健全化法というものが成立をいたしまして今回公的資金の補償金の繰上償還ということで簡易水道が該当をいたしましたので利率の高いものから今回の利率の低いものということで7%以上あった分が8件ございまして2億4,668万8,000円を低利息のものに借り換えをするということで計上させていただいております。

以上で簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第99号平成19年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。平成19年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出それぞれ5,653万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億7,084万6,000円とする。それから、2で歳入歳出予算の補正は「第1表歳入歳出予算補正」による。

それから、地方債の補正でございますが、第2条、地方債の変更は「第2表地方債補正」による。平成19年12月7日本日の提出でございます。

続きまして、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。歳入の部を申し上げます。

1款分担金及び負担金では1目建設費負担金で200万円計上いたしておりますが、これは公

共下水道分の20戸受益者負担金分を計上さしていただいております。

4款県支出金1目漁業集落排水整備事業補助金では国庫補助金の追加3,294万円がございまして、この補助金を計上さしていただいております。漁業集落環境整備事業費補助金等で2,745万円、漁村生活環境整備事業費交付金で549万円でございます。

それから、5款繰入金では一般会計からの繰入金で1,200万円をお願いいたしております。

それから、8款市債では下水道事業債ということで漁業集落環境整備事業増ということで1,180万円のお願いするものでございます。

後戻りまして、4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。第2表地方債の補正でございます。補正前が2億320万円、今回の市債の追加ということで1,180万円の増で2億1,500万円をお願いするものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。3歳出でございますが、1款下水道事業費で1項管理費1目一般管理費ではここに8節報償費で20万円は先ほど申し上げました受益者の20戸分の報奨金を計上さしていただいております。

それから、2目施設管理費で15節24万円は新設公共弁の設置工事費として3戸分を計上いたしております。

それから、1款下水道事業費2項施設整備費では予算の組み替えをいたしてございまして13節の委託料の中で設計管理委託料△405万6,000円を15節工事請負費で同額でございますが、路面復旧の舗装工事といたしまして予算を組み替えをさしていただいております。

それから、2款漁業集落排水整備事業費2目施設管理費では45万円の修繕料でございますが、恵比寿地区の汚水流入のスクリーンの修繕をお願いするものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。2款漁協集落排水整備事業費1目施設整備費で15節工事請負費で5,176万6,000円の増額でございますが、配水管の追加で300メートル、マンホール2基、それから浄化センターの場内整備ということで合計5,176万6,000円のお願いをするものでございます。

続きまして、28節の繰り出し金の437万1,000円でございますが、一般会計からの繰り出し金ということでお願いをいたしております。

以上で下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

〔建設部長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山本市民部長。

〔市民部長（山本 善勝君） 登壇〕

○市民部長（山本 善勝君） 議案第100号平成19年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会

計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。平成19年度壱岐市の特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ404万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,699万5,000円とするものであります。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。平成19年12月7日提出。

8 ページ、9 ページをお開き願います。歳入について御説明いたします。

2 款財産収入1 項1 目利子及び配当金、補正額で13万5,000円を計上いたしておりますが、これは施設整備基金の預金利率のアップによる増でございます。

4 款繰越金1 項1 目繰越金390万5,000円計上いたしておりますが、これは前年度繰越金を今回の補正財源として計上するものでございます。

10 ページをお開きを願います。歳出について御説明いたします。

1 款介護サービス事業費1 項1 事務費390万1,000円補正を計上いたしておりますが、これは主なものは7 賃金358万9,000円の増でございます。まず調理員の産休代替による臨時雇いそして人事異動によります職員の2名減に対する臨時介護員雇いの賃金を計上するものでございます。

1 款介護サービス事業費3 項1 通所介護サービス事業費4,000円の増を計上いたしておりますが、主な増減につきまして御説明申し上げます。

1、報酬102万9,000円減額いたしておりますが、これは人事異動による職員減の分を減額をいたしております。7の賃金でその嘱託職員の減の分を臨時雇いをするということで臨時雇い賃金を計上いたしております。介護人雇い賃金については決算見込み上、不足するというところで4万8,000円を計上いたしております。11 需用費の16万5,000円増を計上いたしておりますが、これは原油高騰によるものでございます。

2 款基金積立金1 項2 施設整備費基金積立金13万5,000円の補正をいたしておりますが、これは特養ホームの施設整備基金の預金利息の利率アップによる増を計上いたしております。

12 ページ、13 ページは給与費明細書でございます。お目通しをお願いします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔市民部長（山本 善勝君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 久田郷ノ浦支所長。

〔総務部長兼郷ノ浦支所長（久田 賢一君） 登壇〕

○総務部長兼郷ノ浦支所長（久田 賢一君） 議案第101号平成19年度壱岐市三島航路事業特

別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額に239万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,920万円とします。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

次に8ページをお願いします。2歳入でございますが、今回の補正財源といたしまして一般会計の繰入金を239万円お願いをいたしております。

次のページをお開き願います。3歳出でございます。1款の運航費で需用費、燃料費を239万円追加をいたしております。当初予算でA重油を税抜き54円で計上いたしておりますけれども、原油の高騰によりまして現在11月末で税抜き76円で購入いたしておりますので燃料費の不足が生じたので追加をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

〔総務部長兼郷ノ浦支所長（久田 賢一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 西村産業経済部長。

〔産業経済部長（西村 善明君） 登壇〕

○産業経済部長（西村 善明君） 議案第102号について御説明をいたします。

平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）、平成19年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,486万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,783万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。使用料補正額1,486万5,000円でございますけれども、これ機械の使用料でございますが作業量の増加に伴うものも見込んでおります。

次に、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。総務費一般管理費986万5,000円を補正をいたしておりますが、うち労務雇い賃金でございますけれども、これはオペレーター作業員等の時間外等の仕事量の増加に伴うものを見込んでおります。

11需用費でございますが、850万円計上いたしておりますが、消耗品につきましてはひも、ラップ等でございますが、ほか燃料費、修繕料につきましても作業量の増加に伴うものを見込んでおります。

2款基金積立金でございますけれども、減価償却基金積立金500万円を補正いたしておりますが、これは減価償却の基金の積立金で今回500万円を予定いたしておりますけれども、19年度末の残高767万9,000円を見込んでおります。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

〔産業経済部長（西村 善明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 山口病院管理課長。

〔病院管理課長（山口 壽美君） 登壇〕

○病院管理課長（山口 壽美君） 議案第103号平成19年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。1ページをお開きください。平成19年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）、第1条、平成19年度壱岐市病院事業会計補正予算（第1号）は、以下に定めるところによる。

第2条、平成19年度壱岐市病院事業会計（以下、予算という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出科目、医業費用を600万4,000円減額をいたしまして予備費に持っていております。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように定める。かたばる病院事業、職員給与費600万4,000円減でございます。平成19年12月7日本日提出でございます。

4ページをお開きをいただきと思っております。平成19年度の壱岐市かたばる病院事業会計補正予算（第1号）実施計画の収益的収入及び支出の説明でございますが、嘱託医で雇っておった先生が退職をされまして正規の職員を採用いたしております。それによる組み替えでございます。それと4月1日から看護職員の人事異動等により正職員を1名減をいたしまして臨時職員を1名増にいたしております。それに伴う補正でございます。よろしく審議のほど、お願いしたいと思っております。

〔病院管理課長（山口 壽美君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 引き続き認定説明を行ないます。財政課長。

〔財政課長（牧山 清明君） 登壇〕

○財政課長（牧山 清明君） 認定第3号平成18年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

平成18年度壱岐市一般会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

決算書1ページをお開き願います。平成18年度壱岐市一般会計歳入歳出決算書、歳入合計221億1,960万2,240円、歳出合計214億6,926万3,944円、歳入歳出差し引

き残高6億5,033万8,296円でございます。

決算内容につきましては、2ページ以降のとおりでございます。

次に144ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差し引き残高6億5,033万8,000円、翌年度へ繰り越すべき財源1億9,028万3,000円、実質収支額4億6,005万5,000円でございます。

次に財産に関する調書をお開き願いたいと思います。最終ページになります。公有財産、物品、債権、基金で18年度中の増減を記載をいたしております。4ページをお開き願います。出資による権利でございます。18年度中の減額といたしましてナンバー16でございます。長崎県地域振興航空基金でございます。当財団は離島航空のハンデーキャップを経済的に補完することを目的として平成5年に財団法人長崎県離島航空基金として基金財産を3億円として発足をいたしております。平成11年に基金等の取り崩しをし、12年に基金の積み増しをやっております。今年の19年の3月31日現在で残高171万4,000円となったものでございます。

次に、7ページをお開き願います。基金でございますが、一般会計で基金のトータルで49億6,100万8,000円の現在高でございます。特別会計で12億3,670万6,000円でございます。トータルで61億9,771万4,000円、また低額運用基金では9億1,682万6,000円の現在高でございます。

また、次に資料2で各会計の決算概要をお渡しをしておりますので、後持ってごらんいただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

〔財政課長（牧山 清明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 小山田保健環境部長。

〔保健環境部長（小山田省三君） 登壇〕

○保健環境部長（小山田省三君） 認定第4号平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定に付する。平成19年12月7日提出でございます。

決算書の1ページをお開き願います。国民健康保険事業勘定でございますが、歳入合計43億3,859万3,931円、歳出合計41億9,292万4,956円、歳入歳出差し引き残額1億4,566万8,975円。直営診療施設勘定でございますが、歳入合計2億891万7,848円、歳出合計1億7,706万7,029円、歳入歳出差し引き残額3,185万819円となっております。

12ページをお開きを願います。歳入の事項別明細でございます。1款の国民健康保険税の決算の状況でございますけれども、数値は記載のとおりでございます。国保税の収納率につきましては現年度の医療分、介護分のトータルで95.37%で平成17年度が96.28%でございました。マイナス0.91%となっております。滞納繰越分につきましては7.88%でございまして17年度が9.08%でございまして1.2%のマイナスとなっております。滞納の累積額は3億311万4,453円となっております。

なお、729万448円の不納欠損処分を行っております。

24ページをお開き願います。2款1項1目から4目までの療養給付費、療養費の支出済み額の合計は24億6,075万4,621円でございます。1人当たりでの総医療費で換算をし直しますと平成10年度に比べて一般が3.6%の伸びをいたしております。退職につきましては前年度並みでございます。

26ページをお開き願います。4項の出産育児でございますけれども、これにつきましては80件、5項の葬祭費につきましては255件の給付件数となっております。

34ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますけれども、これにつきましては記載数値のとおりでございます。

36ページをお願いいたします。診療施設勘定でございますけれども、1款1項の診療収入の収入済み額は1億4,103万8,108円でございます。予算減額につきまして約1,000万円ほど少のうございます。これは診療報酬の改定の影響を受けたものと考えられるところでございます。

なお、診療費の未納はゼロでございます。

44ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますけど、記載数値のとおりでございます。

以上で認定第4号についての説明を終わらせていただきます。

次に、認定第5号平成18年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

平成18年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定に付する。平成19年12月7日提出でございます。

決算書の1ページをお開き願います。歳入合計でございますけれども、38億9,282万3,340円、歳出合計38億9,282万3,340円、歳入歳出差し引き残額ゼロ円でございます。

6ページをお開きを願います。6ページの歳入についてでございますが、1款、2款、3款、4款ともにルールに基づいた収入済み額となっております。

10ページをお開き願います。2款の医療諸費でございます。1目、2目の医療給付費、医療費支給費の合計は38億3,951万1,678円でございますが、これを総医療費で換算しなおしますと42億2,100万円になります。18年度の実給者数が5,540人でございますので1人当たりの医療費は76万2,071円となります。これは県下保険者23中20番目の金額でございます。対前年度比伸び率はマイナス1.74%となっております。

14ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますが、これは記載数値のとおりでございます。

以上で認定第5号についての説明を終わります。

次に、認定第6号平成18年度壱岐市介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明をいたします。

平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定に付する。平成19年12月7日提出。

決算書の1ページをお開き願います。介護保険事業勘定でございますが、歳入合計が25億3,127万8,288円、歳出合計が24億7,896万9,544円、歳入歳出差し引き残額5,231万7,334円となっております。

介護サービス事業勘定でございますが、歳入合計が2,894万4,756円、歳出合計が2,894万4,756円、歳入歳出差し引き残額ゼロ円でございます。

10ページをお開き願います。歳入の事項別明細でございますけれども、1款1項の介護保険料については調定額、収入済み額は記載のとおりでございますが、徴収率は現年度分が99.12%、滞納繰越分が11.81%であり、いずれも年金から差し引くことのできない普通徴収の収納率の低下が原因となり、滞納額が増加している状況でございます。

なお、滞納の累積額は1,397万4,420円となっており、毎年増加傾向にあります。不納欠損処分でございますが、3万3,800円ほど処理をさせていただいております。

18ページをお願いいたします。歳出についてでございます。2款の介護給付費の支出済み額につきましては23億3,220万5,098円でございます。昨年と比べまして約4.9%の伸びを示しています。増加の主な理由は特養ホームの新設に伴うものでございます。

24ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますけれども、これは掲載数値のとおりでございます。

26ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の決算につきましては平成18年度初めての決算となるものでございまして地域包括支援センターの設置によりまして介護予防ケアプランの作成にかかるものが主なものでございます。

30ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、これは掲載数値のと



おりでございます。

以上で認定第6号について説明を終わります。審査の方、よろしく願いいたします。

〔保健環境部長（小山田省三君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 中原建設部長。

〔建設部長（中原 康壽君） 登壇〕

○建設部長（中原 康壽君） 認定7号平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定を得るものでございます。本日の提出でございます。

それでは、決算書の簡易水道事業特別会計の1ページをお開きをいただきたいと思ひます。平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書、歳入合計14億7,352万725円、歳出合計14億7,193万951円、歳入歳出差し引き残高158万9,774円でございます。

続きまして、2ページ、3ページをお開きいただきたいと思ひます。歳入ですが、予算現額合計14億8,167万3,700円、収入済み額14億7,352万725円でございます。

続きまして、4ページ、5ページをお開きいただきたいと思ひます。歳出でございますが、予算現額14億8,167万3,700円、支出済み額が14億7,193万951円、翌年度へ繰越額が275万1,000円でございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開きいただきたいと思ひますが、歳入の部の事項別明細書でございますが、2款使用料及び手数料で1項使用料で現年度分の調定額が4億2,839万9,790円、収入済み額が4億2,371万1,930円、収納率は18年度は98.91%でございます。

続きまして、2節の滞納繰越分でございますが、調定額が3,150万8,710円、収入済み額379万8,750円でございます。収納率は12.0%でございます。

続きまして、16ページをお開きいただきたいと思ひます。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は14億7,352万1,000円、歳出合計が14億7,193万1,000円、差し引き額が159万円、実質収支額159万円でございます。よろしく願いをいたしたいと思ひます。

続きまして、認定8号平成18年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

平成18年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定を得るものでございます。本日の提出でございます。

下水道事業特別会計決算書の1ページをお開きいただきたいと思ひます。平成18年度壱岐市

下水道事業特別会計歳入歳出決算書、歳入合計8億1,286万3,283円、歳出合計8億1,286万3,283円、差し引きはゼロでございます。

続きまして、2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。歳入の部でございますが、予算現額が10億2,711万6,000円、収入済み額が8億1,286万3,283円でございます。

続きまして4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。歳出の部でございますが、予算現額が10億2,711万6,000円、支出済み額が8億1,286万3,283円、翌年度へ繰越額が2億5,000万円でございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。歳入の部の事項別明細で2款使用料及び手数料1項使用料の説明をいたします。下水道使用料といたしまして現年度分は調定額が1,774万7,040円でございます。収入済み額が1,743万4,680円、本年度の18年度の収納率は98.23%でございます。

続きまして、滞納繰越分でございますが、調定額が104万3,120円、収入済み額が7万320円、6.7%の収納率となっております。

続きまして、18ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございますが、収入総額が8億1,286万3,000円、歳出総額が同じく8億1,286万3,000円で差し引きはゼロ円でございます。実質収支額もゼロ円でございます。

以上、説明を終わりますが、認定のほどよろしくお願いをいたします。

〔建設部長（中原 康壽君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時10分といたします。

午後2時00分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（深見 忠生君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。山本市民部長。

〔市民部長（山本 善勝君） 登壇〕

○市民部長（山本 善勝君） 認定第9号について御説明申し上げます。

平成18年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、平成18年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定を得るものでございます。平成19年12月7日提出。

1ページをお開き願います。平成18年度壱岐市特別養護老人ホーム事業歳出歳出決算書、歳

入合計5億2,403万3,079円、歳出合計4億4,348万4,622円、歳入歳出差し引き残額8,054万8,457円。

2ページ、3ページをお開き願います。歳入合計予算現額4億6,132万円、収入済み額5億2,403万3,079円。

4ページ、5ページをお開き願います。歳出合計、予算現額4億6,132万円、支出済み額4億4,348万4,622円。

6ページから15ページ、決算事項別明細書を割愛させていただきます。

16ページをお開きを願います。実質収支に関する調書、歳入総額5億2,403万3,000円、歳出総額4億4,348万5,000円、歳入歳出差し引き額8,054万8,000円、実質収支額8,054万8,000円。

以上で説明を終わります。認定のほど、よろしく願いいたします。

〔市民部長（山本 善勝君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 久田郷ノ浦支所長。

〔総務部長兼郷ノ浦支所長（久田 賢一君） 登壇〕

○総務部長兼郷ノ浦支所長（久田 賢一君） 認定第10号平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

決算書をお開き願います。平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算書、歳入合計1億1,984万2,674円、歳出合計も同額でございます。歳入歳出差し引き残額はゼロ円でございます。

次のページをお開き願います。歳入で使用料から諸収入まででございます。合計で調定額1億1,984万2,674円、収入済み額も同額でございます。

次のページをお開き願います。歳出で運航費から予備費まででございます。合計で予算現額が1億2,199万4,000円、支出済み額が1億1,984万2,674円となっております。

次に6ページから13ページは歳入歳出決算事項別明細書でございます。14ページをお開き願います。実質収支に関する調書で内容は記載のとおりでございます。

以上、よろしく願いいたします。

〔総務部長兼郷ノ浦支所長（久田 賢一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 西村産業経済部長。

〔産業経済部長（西村 善明君） 登壇〕

○産業経済部長（西村 善明君） 認定第11号について御説明をいたします。

平成18年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、平成18年度壱岐市農業機械銀行歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。本日の提出であります。

決算書の機械銀行の分1ページでございますが、平成18年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算書、歳入合計1億2,226万2,199円、歳出合計1億1,250万2,681円、歳入歳出差し引き残額975万9,518円でございます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。歳入の調定額1億2,240万1,779円、収入済額1億2,226万2,199円、収入未済額が13万9,580円となっておりますが、11月末現在完納をいたしております。

次に4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。予算現額1億1,767万5,000円に対しまして支出済み額1億1,250万2,681円となっております。

次に12ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。収入総額1億2,226万3,000円、歳出総額1億1,250万3,000円、歳入歳出差し引き額976万円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支といたしまして976万円となっております。

次に、認定第12号平成18年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

平成18年度芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。本日の提出であります。

決算書芦辺港ターミナルの1ページでございますが、平成18年度芦辺港ターミナル事業特別会計歳入歳出決算書、歳入合計7,587万9,714円、歳出合計7,386万2,332円、歳入歳出差し引き残額201万7,382円でございます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。歳入の調定額7,587万9,714円、収入済額7,587万9,714円、収入未済額はございません。

4ページ、5ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございますが、予算現額7,728万6,000円に対しまして支出済み額7,386万2,332円となっております。

12ページをお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額7,587万9,000円、歳出総額7,386万2,000円、歳入歳出差し引き額201万7,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんで実質収支といたしまして201万7,000円となっております。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

〔産業経済部長（西村 善明君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で提出議案に対する説明を終わります。

説明が終わりましたので、代表監査委員より決算審査の報告を求めます。永田代表監査委員。

〔代表監査委員（永田 栄君） 登壇〕

○代表監査委員（永田 栄君） 監査委員の永田でございます。平成18年度壱岐市各会計歳入歳出決算及び基金の運用状況の審査の結果について報告いたします。

審査意見書の1ページをお開きください。審査は市長から審査に付されました平成18年度の各会計と財産調書、基金運用状況につきまして平成19年9月27日から10月26日までの間の13日間関係職員の出席を求めて説明を受け、審査を行ないました。

審査の結果、決算の関係書類は法令に準拠して作成されており、決算係数は関係諸帳簿と照合の結果、正確に処理されているものと認められました。

2ページから52ページまでは各会計の決算状況及び財産と基金の運用状況を掲げておりますのでごらんいただければと思います。

53ページをお開きください。審査意見についてでございますが、まず最初に財政状況についてでございます。ここに平成18年度財政力指数、経常収支比率、公債費比率を上げております。ここで経常収支比率は年々増加しており、数値を見る限りにおいては危機的な状況でありましてより一層の行財政改革に取り組んでいただきたいと思います。

54ページをお開きください。第2に未収金についてであります。市税の収入未済額2億5,282万円、国民健康保険税3億311万4,000円、その他使用料等全会計合わせますと未収総額は6億3,015万2,000円であり、極めて多額であります。市税の徴収については分納誓約をはじめ、執行停止、交付要求、差し押さえなどの滞納処分に努力をされていることは評価できるものの滞納額の減少がいまだに見えてきません。これからは前年度に導入した滞納システムをフルに活用して時効の中断、徴収経過記録等を敏速に処理するとともになお一層の工夫と努力をして市税の徴収に積極的に取り組んでいただきたいと思います。税以外の未収については住宅使用料を除いて未収額が年々増加の傾向にありますが、この滞納要因を詳しく分析して徴収対策を立てるとともに必ず時効の中断事務をとっていくことが重要であります。また、新たな未収額の抑制に努め、誠意のない滞納者には厳正に対処して市民の負担の公平と財政の健全化の観点からもこれら未収の解消に特段の努力が必要であります。

不納欠損処分として市民税624万7,000円、国民健康保険税729万円、介護保険料3万4,000円、合計1,357万1,000円処分されております。この中で消滅時効を待たずに処分されているものが見受けられますが、原則として時効完成までは文書、個別訪問等による徴収に努力されるように留意していただきたいと思います。

3番目に市税の延滞金についてでございますが、壱岐市市税条例では納期限後に納付する税金にかかる延滞金は納期限の翌日から納付するまでの期間の日数に応じた延滞金を納入することとされており、この条例に基づき4町合併後は平成16年度160万円、平成17年度80万7,000円、平成18年度6万7,000円の延滞金が納付されております。4町合併から本年度まで毎年この延滞金の総額が減少しているのは旧4町の取り扱いに差異があったため、原則として徴収しないことに変更されたためであります。このことは一見統一されたかのように見えますが、延滞金の減免規定のない市税条例に反することになります。また、延滞金を徴収しないことは全税目とも納期限を定めないことと同じ取り扱いであり、同じ市税条例の中で適用が徴収するものとそうでないものにわかれることになり、今までの延滞金納入者及び納期内完納者と不公平な取り扱いをすることになります。

そこで、今後は市税条例を遵守されることはもちろんですが、他の自治体の一部で施行されている延滞金に関する取り扱いの要綱等を作成し、その取り扱いを具体化するなどして法令等が求める趣旨に沿った適正な措置をとられるように指摘するものであります。

4番目に財産等物品の管理についてでございます。4町合併直後から財産台帳の整備を促してきましたが、いまだ完成に至っておりません。このため、今回の決算審査においても台帳の提示がないために決算書の財産に関する調書の土地と建物についての不都合はその手続きに入れないことから見送りいたしました。現在も財産管理システムにより台帳整備が図られているので今後の推移を見守りたいと思います。

行政財産の管理についても不十分なものが見受けられます。特に壱岐市魚菜市場は3店舗しか利用されていない、これは空き枱が発生すれば直ちに整備して入居募集しなかったために空箱が野積み状態であり、衛生的にも問題があります。この魚菜市場については前回の定期監査で指摘しましたが、全く改善の取り組みがされていないので早急な措置をとられるように再度指摘するものであります。なお、平成19年4月から財産管理規則が施行されておりますので、今後の財産管理が適正に執行されることを期待したいと思います。

5番目に予算の適正な執行についてでございます。このことについて、今後は次の点に留意していただきたいと思っております。まず、1番目に、予算の流用は毎年件数、金額ともに減少傾向にあります。依然として1件当たりの金額で高額なものが散見されます。予算の流用は真に必要なやむを得ないものに限るべきであり、安易な流用は行なわないで可能な限り補正予算の手続きを行い、適時的確な予算を議決し執行してもらいたい。

2番目に、予算の不用額は一般会計で3億9,722万円であり、特別会計を合わせると8億9,535万2,000円です。本年度は特に1節当たりの不用額で高額なものが散見されたのでこれからは予算の積算時において十分に検討をするとともに入札差金や経費節減などによ

り生じた不用額は速やかに減額補正をされたい。

3番目、繰越事業費が前年度より増額しているが、これからは繰り越しの原因を分析し、複数年にわたる事業の執行計画の根本的な見直しを行い、繰越事業の抑制に努めていただきたい。

4番目に、調定については法令等に事前事後の調定期間が示されているが、この期間を逸したものが散見されるので厳格な取り扱いを徹底されたい。また、調定、収入、支出等の手続き方法を充分理解されていないケースがあるので会計事務取り扱いの研修の機会を設けて適正な予算執行がされることを望みたい。

5番目に、時間外勤務手当は本人の申請により決裁を受けて勤務し、勤務終了後は原則として管理職の確認を受けて支給されております。この手当の支給状況を見ると一連の手続きに印鑑漏れ等の不備が多く見受けられる。これは時間外勤務命令簿のチェック不足によることが原因と考えられます。そこで、今後は内部による命令簿のチェック機能の充実を図り、書類不備の解消に努めていただきたい。

6番目、契約について、随意契約の中で契約の目的、内容が競争入札に適さないということで1者による随意契約とし、毎年同一業者に委託しているものが見受けられます。特に保守点検業務委託などは専門性を必要とするため価格の妥当性が検証されにくいことから予定価格に業者の見積額を採用しがちであります。一般的な落札率から見ると随意契約でも価格の交渉をして適正な価格を得るように努力してもらいたい。また、1者随意契約については前例を踏襲することがないようにして価格決定過程の透明性、公平性の上からも入札制度導入に努められたい。

7番目に、決算事務についてでございます。壱岐市の一般会計、特別会計、基金等の決算事務は年度末から出納整理期間中にかけて各主管課において調定、収入、支出等の最終確定を行ない、収入役がこの決算の調整をして決算書が作成されております。しかし、この一連の決算事務において、確認作業等で正確さを欠いたために決算審査に付された後に決算書を訂正することになりました。この訂正の件数は4町合併直後と比較すれば少なくなりましたが、本年度の決算審査においても依然として改善できない状況が続くため、特にこの原因の究明と今後の再発防止策を講じてもらいたい。

よって、平素から決算を意識した正確な事務をとるとともに今後このようなことがないように強く指摘するものであります。

以上、種々申し上げましたが、本市の財政は自主財源に乏しく今後もその延びが期待できないことに加えて、地方交付税の削減が続いていく中、市民のニーズにこたえるためにも一層の経費の削減と財源の重点的な配分を行い、より効率的な行財政運営に努力されることを望みまして平成18年度の決算審査の結果報告を終わらせていただきます。

〔代表監査委員（永田 栄君） 降壇〕

---

○議長（深見 忠生君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで散会をいたします。

大変皆さんお疲れでございました。

午後 2 時35分散会